

議案第 42 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和 4 年 2 月 22 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表夜間特殊作業手当の項中「まで」の次に「をいう。以下同じ。」を加え、同表夜間看護手当の項を次のように改める。

夜間看護手当	病棟又は救急外来に勤務する看護師等が正規の勤務時間による勤務の全部又は一部を深夜に行われる看護等の業務に従事したとき。	その勤務時間が深夜の全部を含む勤務（以下「全部深夜勤務」という。）の場合	その全部深夜勤務がその月における 3 回目までの全部深夜勤務である場合	1 回	11,000 円
			その全部深夜勤務がその月における 4 回目以降の全部深夜勤務である場合		13,000 円
		その勤務時間が深夜の一部を含む勤務の場合	その勤務時間に含む深夜の勤務時間が 4 時間以上の場		9,000 円

			合		
			その勤務時間に含む深夜の勤務時間が2時間以上4時間未満の場合		8,000 円
			その勤務時間に含む深夜の勤務時間が2時間未満の場合		6,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後引き続き3交替制勤務により看護等の業務に従事する看護師等に支給する夜間看護手当については、なお従前の例による。